

議案第26号

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり提出する。

令和6年2月28日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例(平成16年志摩
市条例第160号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

専用利用	市内
	市外
個人利用	市内
	市外

」を

「

専用利用 (1時間当たり)	市内
	市外
個人利用 (1時間当たり)	市内
	市外

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。